

木村百合子さんの公務災害認定裁判

控訴審勝利をめざす学習集会

教師が笑顔で子どもの前に立てる学校を求めて...

荒れる学校と孤立無援の新採教師 ～ 法廷で問われた教育現場の過酷

木村百合子さんは2004年4月、静岡県磐田市の小学校で新採教師となりました。教育の仕事に夢を描いた百合子さんでしたが、発達困難を抱える子どもを含め問題行動の続発する教室で悩み抜き、新採研修に追われ、求めた支援もなく、管理職や同僚からは責められたりうつ病を発症し、半年後の9月、出勤前の自分の車の中で焼身自殺されました。

「本人の弱さが原因」と公務災害が認められないことから、ご遺族が提訴した裁判は2008年から、3年半におよび、そこではいま学校で何が起きているのか、どのように教師たちが追いつめられているのか、学校はどうあるべきなのかが広く鋭く問われました。

「自死は本人の弱さではない。もっとも苦しい立場にこそ支えを」 (静岡地裁判決)

2011年12月の静岡地裁判決は画期的な勝訴でした。経験の浅い百合子さんが「苦悩しながらもできる限りの努力や責任感を持って対応していた」ことを認め、困難を極めた児童への指導では「新規採用教諭に対し高度の指導力を求めること自体酷」と認定し、新採教諭に対して「十分な指導が行われていたとは到底認められない」と断じました。

地公災・静岡支部は不当にもこの判決を不服として控訴し、2審判決は7月19日(木)午後1時15分、東京高裁711号法廷と決まりました。

地裁判決が示した希望の灯を守り、全国の学校がこの裁判を機会に変わっていくことを願って学習集会を開きます。ぜひ、お誘いあわせてご参加下さい。

6月23日(土) 午後2時～4時半

明治大学駿河台キャンパス・リバティタワー1126教室

(JRお茶の水駅下車5分 11階までエレベーターをご利用下さい。教室は12階です。)

- 木村裁判1審判決が教育に問うたもの…久富善之さん(一橋大学名誉教授)
- 娘の死を生かすために～裁判をたたかって…木村和子さん(原告)
- 学校現場の過酷と希望…若手教師たちの報告
- 意見交流…「教育改革」の嵐とせめぎあう教育観・子ども観・指導観
発達困難を抱える子どもを担任する教師への支援とは
ささえあえる職員室をどう創造するか、ほか

参加費；500円(会場・資料代) 静岡地裁判決全文を配布します(100部限定)